

16



「明日から来るな！解雇だ！」
と言われた。



簡単に辞めさせることはできません。



解雇のルール

- ① 正当な理由が必要
- ② 就業規則等に規定されていること
- ③ 法律で禁止された解雇でないこと
(業務災害で休業中、妊娠や出産を理由とした解雇 等)
- ④ 解雇の手続きが必要
(30日以上前に予告、もしくは30日以上分の解雇予告手当を支給)

解雇の理由を
書面で確認しよう
(解雇理由証明書)

POINT

納得いかない解雇は、早めに相談しよう!

鳥取県中小企業労働相談所

しごとのなやみ

労働相談はみなくるへ 鳥取 0120-451-783 倉吉 0120-662-390 米子 0120-662-396